

平成23年5月19日

各 位

会 社 名 N K S J ホールディングス株式会社
代表者名 取締役会長 兵 頭 誠
取締役社長 佐 藤 正 敏
(コード番号 8 6 3 0 東証・大証)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年6月27日開催予定の第1回定時株主総会に株式併合の実施、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

当社株式の発行済株式総数を適正な水準に調整することを目的として株式の併合を行うものです。

当社は、株主、投資家の皆さまに、様々な投資指標を通じて、会社の状況についてご理解を深めていただくことが重要と考えております。このような観点のもと、株式併合を行い発行済株式総数を適正化することにより、1株当たりの利益・配当等の諸指標や株価を、当社の状況に即してよりわかりやすく表示されるようにしようとするものです。この結果、当社株式が株式市場において適正に評価されるとともに、NKSJグループの企業全体のイメージ向上に資するものになると存じます。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合比率 4株を1株の割合で併合いたします。
③減少株式数

発行済株式総数（平成23年3月31日現在）	1,661,409,178株
併合により減少する株式数	1,246,056,884株
併合後の発行済株式総数	415,352,294株
併合後の発行可能株式総数	1,200,000,000株

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じて分配いたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

上記1.の株式併合により、株主さまの権利や株式市場における利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更するものです。

- (2) 単元株式数変更の内容
単元株式数を1,000株から100株に変更します。

3. 定款の一部変更

- (1) 定款変更の理由
株式併合の実施に伴い、発行可能株式総数および単元株式数を変更するものです。
- (2) 定款変更の内容
変更の内容は次のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
第1条～第5条 <省略>	第1条～第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50</u> 億株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12</u> 億株とする。
第7条 <省略>	第7条 <現行どおり>
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第42条 <省略>	第9条～第42条 <現行どおり>

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款変更の条件

平成23年6月27日開催の第1回定時株主総会において、株式併合および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

5. 株式併合、単元株式数の変更および定款変更の主要日程 (予定)

平成23年6月27日 第1回定時株主総会
平成23年10月1日 株式併合、単元株式数変更および定款変更の効力発生日

以上

※添付資料

(ご参考) 株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

(ご参考)

株式併合および単元株式数変更に関するQ & A

Q 1 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか？

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。
- 当社は、株主、投資家の皆さまに、様々な投資指標を通じて、会社の状況についてご理解を深めていただくことが重要と考えております。このような観点のもと、株式併合を行い発行済株式総数を適正化することにより、1株当たりの利益・配当等の諸指標や株価を、当社の状況に即してよりわかりやすく表示するため、当社普通株式について、4株を1株の割合で併合することといたしました。
- また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を1,000株から100株に変更するものです。
- これに伴い、株式会社東京証券取引所および大阪証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

Q 2 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか？

- A. 【所有株式について】
- 平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に4分の1を乗じた株式数を平成23年10月1日の株主名簿上の株式数といたします。
- また、10月1日付けで、証券会社等に株主さまが開設されている口座に預託されている当社株式の数は、株式併合後の株式数となります。
- なお、計算の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合には、すべての端数株式を当社が一括して処分（売却・買取など）し、それによって得た代金を各株主の有する端数に応じてお支払いいたします（具体的なスケジュールはQ3のとおりです。）。
- 注. 株主さまの所有株式数によっては、本株式併合の結果、すべての所有株式が端数株式となる場合があります。
- 【議決権について】
- 平成23年10月1日に効力が発生する単元株式数の変更に伴い、100株につき議決権1個となります。また、当社株式の売買単位も1,000株から100株となります。
- 具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数および所有議決権数は以下のとおりとなります。

<表 1. ご所有株式数および議決権数の変更>

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	所有議決権数	所有株式数	所有議決権数	端数株式相当分
事例①	1,000株	1個	250株	2個	—
事例②	2,008株	2個	502株	5個	—
事例③	745株	—	186株	1個	0.25株(注)
事例④	3株	—	—	—	0.75株(注)

注. 発生する端数に応じて、その処分代金をお支払いいたします（事例③、事例④）。

なお、株主さまの所有株式数によっては、株式併合の結果、すべての所有株式が端数株式となる場合があります（事例④）。

<表 2. 証券会社口座ごとの所有株式数の変更>

	効力発生前		効力発生後	
	所有株式数	所有株式数	所有株式数	端数株式相当分
Ⓐ証券会社	2,003株	501株(注)	—	—
Ⓑ証券会社	1,002株	250株	—	—
合計	3,005株	751株	—	0.25株

注. 株主さまが開設されている証券会社等の口座が複数にわたる場合は、原則として証券会社等の口座ごとの当社株式預託残高に対して、株式併合の手続きがなされます。表2の場合では、各証券会社の口座に生じる端数の合計が1株以上となりますが、いずれかの証券会社の口座に1株が追加され、ご所有株式の合計数に係る端数0.25株相当分を処分代金としてお支払いいたします。

詳しくは、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

なお、株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により、株主さまがご所有の株式数は4分の1になりますが、1株当たりの資産価値は4倍になります。したがって、株主さまがご所有の当社株式自体の資産価値に影響はなく、端数株式を保有されることになる場合も、株主さまの資産価値は上記処分により維持されます。

Q 3

具体的なスケジュールはどうなりますか？

A. 株式併合および単元株式数変更のスケジュールは以下のとおりです。

平成23年6月27日	当社第1回定時株主総会
平成23年9月上旬	証券会社等における単元未満株式の買増請求の受付停止(注1) (平成23年9月30日まで)
平成23年9月27日	当社株式の売買単位(単元株式数)1,000株での売買最終日(注2)
平成23年9月28日	当社株式の売買単位(単元株式数)が1,000株から100株に変更
平成23年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力発生日
平成23年12月中旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

注1. 単元未満株式の買増請求の受付停止開始日は証券会社等により異なります。

詳しくは、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

2. 当社が上場する証券取引所の定めにより、当社株式の売買単位は、株式併合の効力発生日の3日前の日から株式併合等の効力発生後の単元株式数となる予定です。
なお、株式併合等に伴う売買停止期間はございません。

Q 4

株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A. 特に必要なお手続きはございません。

なお、株式併合前のご所有株式数が1株から3株までの株主さまにつきましては、株式併合の結果、端数株式のみとなり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、単元株式数の変更に伴い、単元未満株式(100株未満の株式)が発生する場合もございます。単元未満株式は市場での売買ができませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

以 上